

< 調書の記入要領および添付書類 >

◆ 調書の記入について

- ・ 黒のボールペンでご記入ください。鉛筆や消せるボールペン等、消すことのできる筆記用具は使用しないでください。
- ・ ご記入いただいた内容を訂正する場合は、訂正印（シャチハタ不可）を押印してください。修正液や修正テープによる修正は不可です。

◆ 被保険者（ご本人）欄について

- ・ 印字された氏名・生年月日を確認の上、誤りがありませんでしたら訂正欄にご記入ください。
- ・ 住所欄に、住民票住所をご記入ください。

（令和2年度 更新用）

健康保険被扶養者調書

必ず記入要領を読んでから、ご記入ください。

記号・番号	140 - 123456	姓	健康 健太
所属コード	100000	生年月日	昭和40年8月1日
住所	〒100-0000 東京都千代田区千代田1-1-1		

調書作成日：印字内容は、令和2年8月7日現在の内容です。

◆ 被扶養者（ご家族）欄について

扶養の認定基準につきましては、当健康保険組合ホームページから家族の削除・加入をご参照ください。

- ・ 印字された被扶養者（ご家族）は、調書データを抽出した令和7年8月8日現在、認定されている方です。氏名・生年月日を確認の上、記載が漏れている方や誤りがありませんでしたら訂正欄にご記入ください。但し、調書作成日以降に扶養申請をされた方は、漏れていても追記しないでください。
- ・ 収入額欄には、令和7年1月から令和7年12月の見込額（※）をご記入ください。無収入の方は「0」と記入してください。

※ 収入とは、所得税等が控除される前の総支給額です。また、給与・賞与（通勤手当等非課税所得も含む）、各種年金、事業所得、不動産所得、その他継続的に得ている収入全ての合計額です。

なお、事業所得、不動産所得等の収入がある場合は、経費等を考慮した上で、収入額をご記入いただく必要があります。このようなケースに該当する場合は、当健康保険組合までお問い合わせください。

- ・ 職業欄は、「専業主婦」「会社員」「パート」「無職」「中学3年」「未就学児」等、具体的に記入してください。また、高校生以上の学生は、学校名、学年を記入してください。
- ・ 住居欄は、被保険者（ご本人）と被扶養者（ご家族）が同居の場合は、「同居」に「○」、別居の場合は、「別居」に「○」を付け、住所欄に現住所をご記入ください。
※ 住民票が同居の場合でも、実態として別居している場合は、「別居」を選択してください。

（令和4年度 更新用）

健康保険被扶養者調書

必ず記入要領を読んでから、ご記入ください。

株式会社京東健康保険	健康 健太	記号・番号	140 - 123456	姓	健康 健太
所属コード	100000	生年月日	昭和40年8月1日	住所	〒100-0000 東京都千代田区千代田1-1-1

氏名	生年月日	性別	続柄	収入額	職業	住居
現在 健康 健太	昭和40年10月1日	男	妻	51		同居
現在 健康 健子	平成15年12月24日	女	長女	18		同居
現在 健康 健太郎	昭和45年10月1日	男	次男	51		同居
現在 健康 健子	昭和45年10月1日	女	長女	18		同居
現在 健康 健太郎	昭和45年10月1日	男	次男	51		同居
現在 健康 健子	昭和45年10月1日	女	長女	18		同居
現在 健康 健太郎	昭和45年10月1日	男	次男	51		同居
現在 健康 健子	昭和45年10月1日	女	長女	18		同居
現在 健康 健太郎	昭和45年10月1日	男	次男	51		同居
現在 健康 健子	昭和45年10月1日	女	長女	18		同居

京東ガス健康保険組合	健康 健太	記号・番号	140 - 123456	姓	健康 健太
所属コード	100000	生年月日	昭和40年8月1日	住所	〒100-0000 東京都千代田区千代田1-1-1

Sample

全ての方に、必ずご提出いただく書類。

① 被保険者（ご本人）世帯の「住民票」（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

必ず、世帯全員記載、続柄記載、本籍省略でご指定ください。なお、マイナンバーは非表示としてください。外国人のご家族については、国籍等全項目記載でご指定願います。

事例1. 配偶者（妻、夫）を扶養している。

（ 配偶者が年金を受給している場合は、事例8へ。
給与以外の収入がある場合は、事例10へ。 ）

① 配偶者の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

収入の有無にかかわらず、給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

事例2. 夫婦双方に収入があるため、配偶者（妻、夫）は扶養していないが、子を扶養している。

以下の ☐ A または ☐ B のどちらかをご提出ください。

本ケースにおいては、法令等により、「夫婦のうち、収入が多い方が子を扶養する」と定められているため、下記書類によって子の扶養者の確認をさせていただきます。

☐ A 配偶者の収入が、給与・賞与の場合

夫婦双方の直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写し。

- ・給与の支給はあるが、賞与の支給がない場合は、その旨を給与明細の写しの余白にご記入ください。
- ・産休中または育児休職中の場合は、休職前の満額支給されていた期間における、直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写しをご提出ください。

☐ B 配偶者が自営業の場合

- ① 被保険者（ご本人）の直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写し。
- ② 配偶者の直近の「確定申告書」の写しおよび、「収支内訳書」または「青色申告決算書」の写し。

事例3. 中学生以下の子を扶養している。

就労年齢に達していない子については、提出不要です。（事例1・2もご確認ください）

事例4. 高校生以上の学生の子を扶養している。

（ 本事例は、高校、予備校、専門学校、短大、大学のうち、昼間部に就学する場合に該当します。
夜間部・通信制に就学する場合には、日中に就労が可能なため、事例5または6に該当します。 ）

① 学生証・生徒手帳の写し、または在学証明書。

③ 下宿等、別居している場合は、別居先の「住民票」または入寮証・賃貸契約書の写し。

事例5. 年収が扶養基準内（年収 130 万円未満）の収入のある子を扶養している。

（但し、令和7年12月31日時点の年齢が19歳～23歳の場合は150万円以上）

（ 昼間部の学生である場合は、事例4に該当します。
障がい者の方は、事例7に該当します。 ）

- ① 子の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

事例6. 就労年齢(※)に達しているが、収入のない子を扶養している。

（ 昼間部の学生である場合は、事例4に該当します。
障がい者の方は、事例7に該当します。 ）

※ 就労年齢とは、義務教育終了以降となります。

- ① 子の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

- ② 子の現在の状況（※1）を記載した「申立書」（※2）

※1. 当該ご家族に収入がない理由、またはご家族の現在の状況を具体的にご記入ください。

※2. 申立書は、当健康保険組合 HP（申請書ダウンロード → 保険証・資格に関する書式）より印刷できます。

事例7. 障がいのある家族を扶養している。

- ① 「障がい者手帳」の写し

- ② 高校生以上の学生（高校、予備校、専門学校、短大、大学のうち、昼間部に就学する場合）は、学生証・生徒手帳の写し、または在学証明書。

- ③ 就労年齢(※)に達している場合、または夜間部の学生の場合は、当該家族の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

※ 就労年齢とは、義務教育終了以降となります。

- ④ 障害年金を受給している場合は、直近の年金額が記載されている「年金振込通知書」、「年金決定通知書」、「年金改定通知書」いずれかの写し。（年金機構発行）

事例8. 年金を受給している家族を扶養している。

- ① 当該家族の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

- ② 老齢年金・遺族年金を受給している場合は、直近の年金額が記載されている「年金振込通知書」、「年金決定通知書」、「年金改定通知書」いずれかの写し。（年金機構発行）

③ 企業年金等、その他の年金を受給している場合は、年金額を証明する書類。

事例 9. 別居している家族を扶養している。記入要領 P 4 >

(子で、昼間部の学生である場合は、事例 4 に該当します。)

① 別居先の「住民票」(発行 3 ヶ月以内)：市区町村発行

必ず、世帯全員記載、続柄記載、本籍省略でご指定ください。なお、マイナンバーは非表示としてください。

② 当該家族の直近の「所得証明書」(「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。)(発行 3 ヶ月以内)：市区町村発行

収入の有無にかかわらず、給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

③ 直近 6 ヶ月間の、当該家族への送金を証明する書類の写し。

A T M利用明細書の写し等、金融機関扱いの書類に限ります。キャッシュカードを渡している、現金を手渡しで渡している等のケースは原則認められません。(毎月、一定額を通帳から下ろしているなどの確認が出来る場合はご相談ください)

なお、扶養認定の条件として、送金額が当該家族の年間収入を上回る必要があります。

事例 1 0. 事業所得・不動産所得等、給与、年金以外の収入のある家族を扶養している。

① 当該家族の直近の「所得証明書」(「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。)(発行 3 ヶ月以内)：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

② 直近の「確定申告書」の写しおよび、「収支内訳書」または「青色申告決算書」の写し

その他のケースについては、6 ページの「被扶養者調書添付書類」をご参照ください。

なお、ご家族の状況によっては、「被扶養者調書添付書類」以外の書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、正当な理由がなく提出期限までにご提出されない場合には、扶養認定を遡って取り消す場合がありますのでご注意ください。

被扶養者調書 添付書類

家族の状況	必要な書類 ◎必ず提出 ○該当する場合は必ず提出	取得先	書類が必要な扶養家族											
			配偶者	子(実・養子)			父母・祖父母	兄・姉・弟・妹・孫			義父母等 その他3親等内			内縁配偶者
				学生		その他		学生		その他	学生		その他	
				中学以下	高校以上			中学以下	高校以上		その他	中学以下		
必ず提出	◎住民票(発行3ヶ月以内) ・必ず世帯全員記載、続柄記載で指定。 ・「本籍」は省略で指定。 ・外国人の方は、国籍等全項目記載で指定。 ・マイナンバーは非表示。	市区町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
収入有	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。	市区町村												
	○前年分確定申告書の写しおよび、収支内訳書または青色申告決算書の写し ・事業所得、不動産所得等、給与、年金以外の所得がある場合。	税務署	●			●	●			●			●	●
収入無	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。	市区町村												
	○申立書 ・就労年齢に達した無収入の方は、現在の状況を記載。(ただし、学生、妻、年金受給者、障がい者を除く。)	健保HP	●			●	●			●			●	●
学生※2	◎在学証明書・学生証・生徒手帳等の写しのいずれか。	通学先			●				●			●		
	○住民票、入寮証・賃貸契約書の写しいずれか。 ・下宿等により別居している場合	市区町村 通学先等			●				●			扶養対象外		
年金受給者	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。	市区町村												
	○直近の年金額が記載されている年金振込通知書、年金改定通知書、年金決定通知書の写しのいずれか。 ・老齢・障害・遺族年金等、公的年金を受給している場合。	年金機構	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○企業年金、個人年金、恩給等の金額を証明する書類の写し(直近の年金額が記載されているもの) ・上記の年金を受給している場合	関係機関												
	○申立書 ・老齢年金受給年齢に達した無年金の方は、その理由を記載。	健保HP												
(除学生) 別居	◎住民票 ・取得条件は本表「必ず提出」と同じ。	市区町村												
	◎別居先への送金を証明する書類の写し ・直近6ヶ月分。 ・ATM利用明細書の写し等、金融機関扱いの書類に限りです。	金融機関	●			●	●			●		扶養対象外		●
	◎所得証明書等 本表上記「収入有」または「収入無」と同様。	市区町村 その他												
離職 一年以内	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。	市区町村												
	○雇用保険受給資格者証の写し(全ページ) ・雇用保険受給予定または受給中の方	ハローワーク	●			●	●		●			●	●	
	○申立書 ・雇用保険を受給しない方は、その理由を記載。	健保HP												
内縁	○夫婦双方の戸籍抄本(発行3ヶ月以内)	市区町村											●	
その他	○夫婦共働きなので、配偶者は扶養していないが、子を扶養している場合。 一夫婦双方の直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写し ※産休中、育休中の場合は、休職前に給与等が満額支給されていた期間における直近分。 ※子は収入が多い方の扶養となります。													
	○両親(双方存命)のうち、いずれか一方の親を扶養している場合。 一両親の所得証明書等(本表「収入有」「収入無」と同様)、年金を受給している場合は本表「年金受給者」と同様 ※両親の収入の合計額によって、扶養の可否が決まります。													
	○障がい者の方は、障がい者手帳の写し													

※1. 「所得証明書」の名称は、市区町村によって「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。
 ※2. 高校、予備校、専門学校、短大、大学いずれかの、昼間部に就学しているケースが対象となります。